

答申第554号

平成23年3月22日

神奈川県公安委員会  
委員長 小沢 一彦 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成22年1月13日付けで諮問された陳述書一部非公開の件（諮問第597号）  
について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が裁判所に提出した陳述書のうち、不服申立ての対象となった情報は、公開すべきである。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の個人が指定暴力団の組長に対する使用者責任を追及するため提起した損害賠償請求事件（以下「本件訴訟」という。）において、実施機関が横浜地方裁判所に提出した、特定の警察官（以下「本件警察官」という。）の陳述書（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県警察本部長が、平成21年12月1日付けで、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件処分は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）の解釈を誤り、常識を著しく逸脱したものであるが、本件警察官の経歴の一部はプライバシー保護に値することから、不服申立人としては、本件処分において非公開とされた情報のうち、当該経歴の一部を除いた情報（以下「本件情報」という。）について、公開を求める。

イ 条例第5条第1号ただし書ア該当の点について

不服申立人は、民事訴訟法（以下「民訴法」という。）第91条の規定に基づき、本件行政文書の閲覧を許可され、すべての情報を知り得ている。

したがって、本件情報は、何人にも閲覧が認められている情報であり、条例第5条第1号ただし書アに該当する。

ウ 条例第5条第1号ただし書イ該当の点について

本件訴訟の内容は、特定の財団法人が発行する定期刊行物において紹介され、また、本件訴訟に係る指定暴力団及び暴力団員に関する情報（以下「本件暴力団情報」という。）は、民間出版社の書物において紹

介されている。

したがって、本件訴訟の内容及び本件暴力団情報は、何人も知り得る情報であることから、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

エ 条例第7条該当の点について

本件行政文書は、本件警察官が本件訴訟に際して作成したものであり、本件暴力団情報は、公的な意義を有する情報であることから、条例第7条の規定により、公開が認められるべきである。

3 実施機関（警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課）の説明要旨  
実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件訴訟に際して作成された、本件警察官の陳述書である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件処分においては、次に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）を非公開としており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。

(ア) 本件警察官の経歴

(イ) 個人の氏名（指定暴力団の会長職にある者及び会長職にあった者の氏名を除く。）、出生等の経歴、所属団体、家族関係及び前科前歴に関する情報

イ 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

(ア) 民訴法第91条第1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と定めている。

しかし、訴訟記録の閲覧については、同法第91条第2項及び第92

条に例外規定があり、訴訟記録はあらゆる場合に閲覧できるものではない。しかも、訴訟記録の閲覧を希望する者は、できる限り、裁判所に備え付けられている民事事件記録等閲覧・謄写票（以下「閲覧票」という。）に基づき申請しなければならないとされ、申請に当たっては、①訴訟記録の事件番号、当事者氏名で閲覧する訴訟記録を特定し、②申請人資格及び閲覧等の目的を明らかにしなければならない。

また、裁判所書記官は、閲覧票に記載された申請人資格及び閲覧等の目的から判断して、明らかに閲覧請求権の濫用と認められる場合には、閲覧を拒否することも可能であることから、民訴法の規定は、何人に対しても等しく公にすることを定めているものとは認められない。

(イ) したがって、本件非公開情報は、法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報に該当しない。

ウ 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

本件行政文書に記載された、指定暴力団の会長職にある者及び会長職にあった者の氏名は、警察白書等で公表されていることから、慣行として公にされている情報である。

しかし、本件非公開情報については公表されていないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しない。

エ 条例第5条第1号ただし書ウ及びエ該当性について

本件非公開情報は、条例第5条第1号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められない。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、公益上の理由による裁量的公開について規定しているが、

本件暴力団情報を公開することによって生ずる支障を上回る公益上の必要性は認められない。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件訴訟に係る陳述書である。

##### (2) 不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件非公開情報のうち、本件情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

##### (3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができる」と規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件情報は、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

##### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

a 条例第5条第1号ただし書アは、「法令又は条例の規定により

何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」については公開することを規定している。

b 民訴法第91条第1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と規定しており、また、同法第92条第1項は、秘密保護のため、訴訟記録の閲覧等を制限することができる旨規定している。

c 当審査会において確認したところ、本件訴訟に係る訴訟記録は、民訴法第92条第1項による閲覧の制限がなく、何人でも閲覧することができる文書であることが認められる。

したがって、本件情報は、民訴法の規定に基づき、何人も閲覧が可能な情報であり、条例第5条第1号ただし書アに該当すると判断する。

#### (4) 条例第7条該当性について

ア 条例第7条は、「公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる」と規定している。

イ 本件情報は、前記(3)イ(イ)cのとおり条例第5条第1号ただし書アに該当すると認められることから、条例第7条該当性について判断する必要はない。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22 年 1 月 13 日	○ 諮問
1 月 18 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
2 月 5 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
2 月 9 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
2 月 24 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
12 月 24 日 (第 100 回部会)	○ 審議
平成 23 年 1 月 26 日 (第 101 回部会)	○ 審議
2 月 25 日 (第 102 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教授	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会長職務代理者
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 23 年 3 月 22 日現在) (五十音順)